

議案第 6 号

太宰府市情報公開条例等の一部を改正する条例について

太宰府市情報公開条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会からの提言（建議）を受け、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市情報公開条例等の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

(太宰府市情報公開条例の一部改正)

第1条 太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「情報の公開」を「行政文書の開示」に、「第19条」を「第19条の2」に改める。

第2条第1号中「市長」の次に「(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)」を加え、「、公営企業管理者」を削り、「議会」の次に「並びに太宰府市土地開発公社」を加え、同条第2号中「情報」を「行政文書」に改め、同条第3号を削る。

第3条及び第4条中「情報の公開」を「行政文書の開示」に改める。

「第2章 情報の公開」を「第2章 行政文書の開示」に改める。

第5条中「管理する情報の公開」を「保有する行政文書の開示」に改める。

第6条の見出し中「公開の請求」を「開示請求」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「公開の請求」を「開示の請求」に、「「公開請求」」を「「開示請求」」に、「公開請求書」を「開示請求書」に改め、同項第2号中「公開請求」を「開示請求」に、「情報」を「行政文書」に改め、同条第2項中「公開請求書」を「開示請求書」に、「公開請求を」を「開示請求を」に、「公開請求者」を「開示請求者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(開示請求の却下)

第6条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。

- (1) 前条第2項の規定により定めた期間を経過してもなお開示請求者が適切な補正を行わないことにより次条第1項の決定(以下「開示等決定」という。)ができない場合
- (2) 開示請求者が実質的に同一の内容の開示請求を反覆する場合

第7条の見出し中「公開の決定」を「開示等決定」に改め、同条第1項中「公開請求書を受理したときは、これを受理した日」を「開示請求があった日」に、「情報を公開する」を「行政文書を開示する」に改め、同項ただし書中「前条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第2項中「同項の決定」を「開示等決定」に、「公開請求者」を「開示請求者」に改め、同条第3項中「第1項の決定」を「開示等決定又は開示請求の却下」に、「公開請求者」を「開示請求者」に、「情報の公開」を「行政文書の開示」に改め、同条第4項中「公開請求者」を「開示請求者」に、「情報の公開をしない」を「行政文書を開示しない」に、「公開請求を」を「開示請求を」に、「公開請求に係る情報」を「開示請求に係る行政文書」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「情報の一部について公開をする旨」を「行政文書の一部について開示する旨」に、「当該情報又は公開しない部分について公開できる」を「当該行政文書又は開示しない部分について開示できる」に、「公開できる時期」を「開示できる時期」に改め、同条に次の1項を加える。

5 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示等決定をする期限

第8条の見出しを「(行政文書の存否)」に改め、同条中「公開請求に対し」を「開示請求に対し」に、「公開請求に係る情報」を「開示請求に係る行政文書」に、「非公開情報を公開する」を「第10条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)を開示する」に、「当該情報」を「当該行政文書」に改め、「公開請求を」を「開示請求を」に改める。

第9条の見出しを「(開示の実施)」に改め、同条第1項中「情報の公開をする」を「行政文書を開示する」に、「公開請求者」を「開示請求者」に、「当該情報の公開」を「当該行政文書の開示」に改め、同条第2項中「情報を公開する」を「行政文書を開示する」に、「当該情報」を「当該行政文書」に、「情報の公開」を「行政文書の開示」に改め、同条第3項中「公開の実施」を「開示の実施」に、「情報の区分」を「行政文書の区分」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、第7条第3項に規定する通知があった日から起算して60日以内の開示の申出をしなければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第10条を次のように改める。

(行政文書の開示義務)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含

む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに太宰府市土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに太宰府市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び太宰府市土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の

間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は太宰府市土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (7) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (8) 公にすることにより、個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益

につながるおそれがあると認められる情報

第 11 条の見出しを「(部分開示及び期間経過後の開示)」に改め、同条第 1 項中「公開の請求に係る情報」を「開示請求に係る行政文書」に、「前条各号のいずれかに該当する情報」を「不開示情報」に、「公開の請求の趣旨」を「開示請求の趣旨」に、「前条各号に該当する情報」を「不開示情報」に、「情報の公開をしなければ」を「行政文書を開示しなければ」に改め、同条第 2 項中「前条各号のいずれかに該当する情報」を「不開示情報」に、「当該情報の公開を拒む」を「当該情報の開示を拒む」に、「情報の公開をしなければ」を「行政文書を開示しなければ」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 7 条第 1 項の決定(以下「公開等決定」という。)」を「開示等決定」に、「公開請求に係る情報」を「開示請求に係る行政文書」に改め、同条第 2 項中「情報の公開」を「行政文書の開示」に、「公開決定」を「開示決定」に、「公開を実施する」を「開示を実施する」に改める。

第 13 条第 1 項中「公開請求者」を「開示請求者」に、「公開等決定に対して」を「開示等決定又は開示請求の却下に対して」に改め、同条第 3 項中「公開請求者」を「開示請求者」に、「実施機関が公開請求を受理した日」を「実施機関に開示請求があった日」に、「公開等決定」を「開示等決定」に改め、同条第 4 項中「当該審査請求を受理した日」を「当該審査請求があった日」に改め、同項第 2 号中「公開等決定」を「開示等決定」に、「情報の全部を公開する」を「行政文書の全部を開示する」に改め、同条第 5 項第 2 号中「公開請求者」を「開示請求者」に改め、同項第 3 号中「公開等決定」を「開示等決定」に改め、同条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があるときは、この期間を延長することができる。

第 14 条中「公開等決定又は公開請求」を「開示等決定又は開示請求の却下若しくは開示請求」に改める。

第 15 条中「法令又は他の条例等」を「法令等」に、「情報」を「行政文書」に、「公開」を「開示」に改める。

第 16 条中「情報の公開」を「行政文書の開示」に改める。

第 18 条中「法令又は条例等」を「法令等」に改める。

第 19 条を次のように改める。

(出資法人の情報公開)

第 19 条 市が出資している法人で規則に定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第 3 章中第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第 19 条の 2 市が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その管理する公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導を行うものとする。

第 20 条の見出し中「情報目録」を「行政文書目録」に改め、同条中「管理する情報」を「保有する行政文書」に改める。

第 21 条中「情報の公開の請求」を「行政文書の開示請求」に、「情報の写し」を「行政文書の写し」に改める。

(太宰府市公文書館条例の一部改正)

第2条 太宰府市公文書館条例(平成25年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「非公開情報」を「不開示情報」に改める。

(太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改め、同条第2項中「(次条第3項を除く。)」を削り、「「情報」とは」を「「行政文書」とは」に、「第12条第1項」を「第6条の2第1号」に、「公開等決定に係る情報」を「開示等決定に係る行政文書」に、「同条例第2条第2号に規定する情報」を「同条例第2条第2号に規定する行政文書」に改め、同条第3項第2号中「第2条に定める個人情報」を「第2条第4項に定める保有個人情報」に改める。

第7条第1項中「情報又は」を「行政文書又は」に改め、同条第3項中「情報(太宰府市情報公開条例第12条第1項に規定する公開等決定に係る情報(同条例第2条第2号に規定する情報をいう。))をいう。))」を「行政文書」に改める。

第8条中「情報又は」を「行政文書又は」に改める。

(太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第4条 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「情報(同条例第2条第2号に規定する情報をいう。)の公開」を「行政文書(同条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。)の開示」に改

める。

(太宰府市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第5条 太宰府市議会の個人情報保護に関する条例(令和5年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「第2条第2号に規定する情報(以下「情報」という。)」を「第2条第2号に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の太宰府市情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1号、第6条第2項、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条及び第21条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求(改正後の条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、この条例の施行日前にされた公開請求(改正前の太宰府市情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。)については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の条例第13条から第14条の2までの規定は、この条例の施行日以後にされた開示請求に係る開示等決定(改正後の条例第6条の2第1号に規定する開示等決定をいう。)又は開示請求の却下若しくは施行日以後にされた開示請求に係る改正後の条例第13条第3項の審査請求について適用し、施行日前にされた公開請求に係る公開等決定(改正前の条例第12条第1項に規定する公開等決定をいう。)又は施行日前にされた公開請求に係る改正前の条例第13条第3項の審査請求については、なお従前の例による。